

沿 革

- 明治39年 4月 衛生行政の安全を期するため学術的試験研究機関の設置を企画、その準備のかたわら市立隔離所の医務、本市小学校教員等の身体検査業務を担当
- (設立)
- 明治39年 8月 市立大阪衛生試験所として、大阪市西区阿波堀通1丁目の大阪市役所衛生課内に創設、北 豊吉技師が初代所長に就任
- (庁舎移転)
- 明治40年 6月 大阪市西区阿波堀通3丁目32、33番地の新庁舎へ移転
- 大正 5年 7月 野田康男技師が第2代所長に就任
- (所名改称)
- 大正10年 4月 大阪市立衛生試験所に改称
- 大正11年 3月 藤原九十郎技師が第3代所長に就任
- (庁舎移転)
- 大正12年 9月 大阪市北区北扇町38番地の新庁舎へ移転
- (機構改革)
- 大正13年 2月 機構の一部を改革(試験部、調査部、相談部、庶務部)
- (機構改革)
- 昭和 3年 6月 機構の一部を改革(庶務部、都市衛生研究部、栄養研究部、医学検査部、化学検査部)
- 昭和 6年11月 創立25周年にあたり、關 一市長、白川朋吉市会議長等臨席のもと記念式典を挙
- 昭和10年 5月 藤原九十郎所長が大阪市理事・大阪市保健部長を命ぜられ所長兼務
- 昭和11年 1月 下田吉人技師が第4代所長に就任
- (機構改革)
- 昭和11年 4月 機構の一部を改革(庶務部、指導部、医学検査部、化学検査部、研究部)
- (創立30周年記念式典)
- 昭和11年11月 創立30周年にあたり、坂間棟治市長、川畑清蔵市会議長等臨席のもと記念式典を挙
- (機構改革)
- 昭和13年 5月 機構の一部を改革(庶務部、医学検査部、化学検査部、都市衛生研究部、産業衛生研究部、家事衛生研究部)
- (所名改称)
- 昭和17年 6月 大阪市立生活科学研究所に改称(庶務課、栄養課、環境課、水質課、体質課、検査課、指導課)
- (庁舎増設)
- 昭和18年 1月 本館東側に木造建物を増築
- 昭和21年11月 創立40周年にあたり、中井光次市長、土田伊右衛門市会議長等臨席のもと記念式典を挙
- 昭和21年11月 茶珍俊夫技師が理事に任ぜられ第5代所長に就任
- (大阪生活科学研究会設立)
- 昭和23年 4月 大阪生活科学研究会設立、会長に茶珍俊夫所長が就任
- (附設栄養学院の設置)
- 昭和24年 4月 昭和22年栄養士法の制定により附設栄養学院を開校
- (改名改称)
- 昭和25年 9月 大阪市立予防衛生研究所及び市立防疫所の検査業務を統合して大阪市立衛生研究所に改称(事務長(庶務係、経理係、事業係)、細菌病理部(細菌室、衛生動物室、病理室)、環境衛生部(環境室、水質室)、食品栄養部(食品衛生室、栄養室)、衛生化学部(化学室、製薬室)、附設栄養学院)
- (機構改革)
- 昭和27年 4月 機構の一部を改革(事務長(庶務係、事業係)、細菌病理部(細菌室、衛生動物室、病理室)、環境衛生部(環境室、水質室)、食品栄養部(食品衛生室、栄養室)、衛生化学部(化学室、製薬室)、附設栄養学院)

(保健文化賞の受賞)

昭和31年 9月 厚生大臣から第8回保健文化賞を受賞

昭和31年11月 創立50周年にあたり、中井光次市長、浅野藤太郎市会議長等臨席のもと記念式典を挙
(大阪生活衛生協会設立)

昭和32年 3月 大阪生活科学研究会発展的解消

昭和32年 5月 大阪生活衛生協会設立、藤原九十郎第3代所長が初代会長に就任

(機構改革)

昭和33年11月 機構の一部を改革(事務長(庶務係、事業係)、細菌病理部(細菌室、病理室)、環境衛生部
(環境室、水質室)、食品栄養部(食品衛生室、製品検査室、栄養室)、衛生化学部(化学室、
製薬室)、附設栄養学院)

昭和34年 8月 岡原國男研究員が第6代所長に就任

昭和34年 8月 本市学校給食材料の検査業務開始

(機構改革)

昭和37年 2月 機構改革(部制から課制へ)(庶務課(庶務係、事業係)、微生物課、環境医学課、衛生工学
課、食品栄養課、衛生化学課、附設栄養学院)

昭和39年 3月 日本育英会奨励金返還特別免除規定に基づく研究施設に指定

昭和39年 7月 中山信正衛生局予防課長が第7代所長に就任

昭和41年10月 創立60周年にあたり、中馬 肇市長、大西保三郎市会議長等臨席のもと記念式典を挙

昭和44年 4月 大森玄洞研究員が第8代所長に就任

(機構改革)

昭和47年 4月 機構の一部を改革(庶務課(庶務係、事業係)、微生物課、環境医学課、衛生工学課、水質
課、食品栄養課、衛生化学課、附設栄養学院)

昭和49年 4月 大和田國夫大阪市立大学医学部教授が兼務で第9代所長に就任

(庁舎移転・所名改称)

昭和49年12月 大阪市天王寺区東上町21番地の新庁舎へ移転、大阪市立環境科学研究所と改称(庶務
課(庶務係、事業係)、微生物課、環境医学課、衛生工学課、水質環境課、食品栄養課、衛生
化学課、分析技術課、附設栄養学院)

(附設栄養学院庁舎竣工)

昭和51年 8月 大阪市天王寺区東上町21番地研究所敷地内に竣工

昭和51年11月 創立70周年にあたり、大島 靖市長、山下喜一市会議長等臨席のもと記念式典を挙

昭和51年12月 栄養学院が文部省令による専修学校専門課程として認可

(附設栄養学院改称)

昭和52年 4月 大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校に改称

昭和53年 4月 長谷 廣環境保健局長が首席医務監兼務で第10代所長に就任

昭和54年 6月 松宮 斌環境保健局長が第11代所長に就任

昭和54年10月 附設栄養専門学校創立30周年記念式典を挙

昭和57年 3月 保川圭司環境保健局長が兼務で第12代所長に就任

昭和57年 4月 堀田毅研究員が第13代所長に就任

(機構改革)

昭和57年 4月 大阪市行政機構改革の見直しによる機構改革(庶務課(庶務係、事業係)、環境分析課、環境
医学課、環境工学課、ウイルス課、細菌課、食品栄養課、衛生化学課、附設栄養専門学校)

(大阪生活衛生協会法人認可)

昭和57年 4月 大阪生活衛生協会が法人認可され、社団法人大阪生活衛生協会と名称変更

(科学研究費補助金取扱研究機関)

昭和57年11月 文部大臣から科学研究費補助金取扱研究機関として指定

昭和60年 4月 矢橋弘嗣環境保健局長が第14代所長に就任

昭和61年11月 創立80周年にあたり、大島 靖市長、足高克巳市会議長等臨席のもと記念式典を挙

昭和62年 4月 大伴清馬桃山市民病院院長兼桃山病院院長が第15代所長に就任

(機構改革)

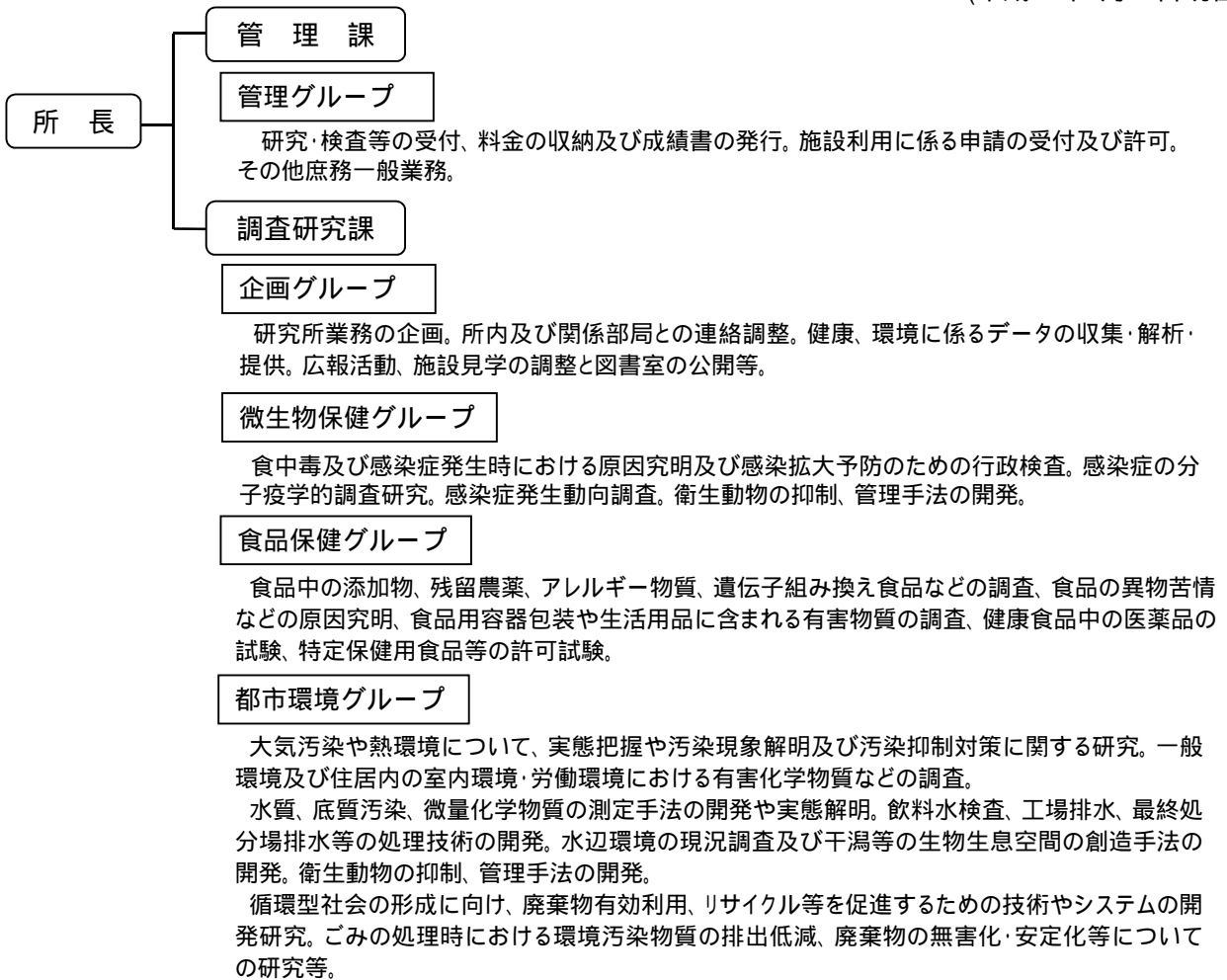
昭和63年 4月 大阪市行政機構改革の見直しによる機構改革(庶務課(庶務係)、企画調整課、環境分析
課、衛生分析課、環境工学課、保健疫学課、生活衛生課、附設栄養専門学校)

- 平成元年 4月 長濱萬藏城北市民病院副院長が第16代所長に就任
- 平成 6年 4月 赤尾 満環境保健局医務監兼総合医療センター感染症センター部長が第17代所長に就任
- 平成 8年11月 創立90周年にあたり、記念祝賀会を挙行
- 平成11年 4月 杉田隆博環境保健局医務監兼都島保健所長が第18代所長に就任
(機構改革)
- 平成13年 4月 大阪市行政機構改革の見直しによる機構改革(庶務課、企画調整課、微生物保健課、食品保健課、大気環境課、水環境課、環境資源課、附設栄養専門学校)
- 平成14年 4月 中澤秀夫健康福祉局医務監兼大阪市保健所長、市立保健専門学校長が第19代所長に就任
(特定保健用食品等にかかる登録試験機関)
- 平成16年 3月 健康増進法に規定する許可試験を行う機関として登録
- 平成16年 4月 中尾昌弘健康福祉局医務監兼北区保健福祉センター医務保健長が第20代所長に就任
- 平成18年 4月 田窪良行健康福祉局医務監兼城東区保健福祉センター医務保健長が第21代所長に就任
- 平成18年10月 創立100周年にあたり、關 淳一市長、坂井良和市長等臨席のもと、(社)大阪生活衛生協会創立50周年とともに記念式典を挙行
- 平成19年 3月 「大阪市立環境科学研究所の今後のあり方について」大阪市立環境科学研究所運営形態検討委員会報告
- 平成19年10月 「大阪市立環境科学研究所事業分析」公表
- 平成21年 3月 大阪市立環境科学研究所外部評価委員会報告
- 平成21年 3月 環境科学研究所中期計画の策定
(機構改革)
- 平成21年 4月 機構の一部を改革(総務担当、企画担当、微生物保健担当、食品保健担当、都市環境担当、附設栄養専門学校)
- 平成23年 3月 社団法人大阪生活衛生協会解散
(機構改革)
- 平成23年 4月 組織改正による「課制」の導入(管理課(管理グループ)、調査研究課(企画グループ、微生物保健グループ、食品保健グループ、都市環境グループ)、附設栄養専門学校)
- 平成23年 4月 引石文夫保健所東部保健医療監兼中央区保健福祉センター医務主幹が第22代所長に就任
- 平成25年 3月 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款並びに同研究所評価委員会の共同設置案が市会及び大阪府議会で可決
- 平成25年 4月 岡本篤佳市政改革室PDCA担当部長が第23代所長に就任
(附設栄養専門学校廃校)
- 平成26年 3月 附設栄養専門学校廃校
- 平成28年 3月 大阪市立環境科学研究所条例を廃止する条例案及び大阪市立環境科学研究所センター条例案が市会で可決
- 平成28年 4月 平木万美子健康局副理事が第24代所長に就任
(環境科学研究所廃止)
- 平成29年 4月 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所設立(大阪市立環境科学研究所廃止)
大阪市立環境科学研究所センター設立

機 構

組織と主な業務内容

(平成29年3月31日現在)



所 員 配 置

(平成29年3月31日現在)

| | | 事務職員 | 研究員 | 技能職員 | 再任用職員 | 嘱託職員 | 計 |
|-----------|-------------|------|-----|------|-------|------|----|
| 所 | 長 | 1 | | | | | 1 |
| 管 理 課 | 管 理 G | 11 | | 1 | 3 | 1 | 16 |
| 調 査 研 究 課 | 企 画 G | | 3 | 8 | 5 | 1* | 17 |
| | 微 生 物 保 健 G | | 10 | | | 2 | 12 |
| | 食 品 保 健 G | | 17 | | | 2 | 19 |
| | 都 市 環 境 G | | 13 | | | | 13 |
| 計 | | 12 | 43 | 9 | 8 | 6 | 78 |

*:司書

予 算

歳入・歳出予算決算の概要

(単位:円)

| 科目 | 平成28年度当初予算 | 平成28年度補正予算 | 平成28年度決算 |
|-----------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| 歳入合計 | 291,381,000 | 464,000 | 224,494,237 |
| 使用料 | 44,000 | 0 | 113,100 |
| 手数料 | 218,235,000 | 0 | 190,027,845 |
| 国庫負担金 | 0 | 0 | 6,094,000 |
| 国庫補助金 | 28,493,000 | 0 | 6,856,000 |
| 国庫支出金 | 6,189,000 | 0 | 4,850,519 |
| 諸収入 | 3,420,000 | 464,000 | 3,552,773 |
| 市債 | 35,000,000 | 0 | 13,000,000 |
| 環境科学研究所費 | | | |
| 歳出合計 | 290,761,000 | 31,618,000 | 311,794,000 |
| 報酬 | 12,694,000 | 745,000 | 14,330,327 |
| 報償費 | 16,000 | 0 | 0 |
| 旅費 | 2,497,000 | 475,000 | 2,540,581 |
| 需用費 | 121,980,000 | 0 | 112,546,836 |
| 役務費 | 2,409,000 | 0 | 2,230,040 |
| 委託料 | 45,604,000 | 2,445,000 | 61,501,988 |
| 使用料及賃借料 | 15,891,000 | 0 | 14,514,898 |
| 改修工事費 | 52,263,000 | 0 | 19,146,240 |
| 備品購入費 | 36,153,000 | 0 | 60,338,498 |
| 負担金補助及交付金 | 1,254,000 | 27,953,000 | 24,644,592 |

平成28年度整備事業

| | |
|------------------------------|-------------|
| 1 庁舎改修 | 23,361,696円 |
| 空調室外アスベスト対策改修工事等 | |
| 2 備品整備 | 57,359,426円 |
| 主要購入機器 | |
| (防疫対策用) | |
| ・DNAシーケンサー | 1 |
| ・インキュベーター | 1 |
| ・オートクレーブ | 1 |
| ・核酸抽出器等 | 1 |
| (衛生対策用) | |
| ・イオンクロマトグラフ | 1 |
| ・エネルギー分散型X線分析装置付走査型電子顕微鏡 | 1 |
| ・液体クロマトグラフ分析装置 | 1 |
| 3 地方独立行政法人化への移行に向けた準備経費 | 21,634,418円 |
| 4 大阪健康安全基盤研究所施設整備にかかる基本構想の策定 | 3,045,600円 |

事業統計

平成28年度各担当別取扱件数

| 課 (G) | 種 別 | 検査 総件数 | 収入金額 | 市民・企業等 (大阪市以外の行政機関含む) | | 大阪市関係 | | | | | | 無料 |
|----------------------|-------------|------------|------------|--------------------------|-----------|------------|------------|-----|-----|-----------|-----------|----|
| | | | | | | 健康局 | | 環境局 | | その他 | | |
| | | | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 管理 | 膳 本 | 2 | 1,170 | 2 | 1,170 | | | | | | | |
| | 小 計 | 2 | 1,170 | 2 | 1,170 | | | | | | | |
| 調査研究課 (微生物保健グループ) | ウイルス分離同定等検査 | 1,060 | 10,995,000 | | | 1,060 | 10,995,000 | | | | | |
| | 電子顕微鏡検査 | 2 | 12,000 | | | 2 | 12,000 | | | | | |
| | その他ウイルス検査 | 922 | 11,518,740 | 15 | 165,000 | 907 | 11,353,740 | | | | | |
| | 微生物保健検査 | | | | | | | | | | | |
| | 微生物保健調査 | | | | | | | | | | | |
| | ウイルス血清抗体等検査 | | | | | | | | | | | |
| | その他臨床検査 | | | | | | | | | | | |
| | 腸管系細菌検査 | 932 | 4,705,960 | 65 | 69,940 | 153 | 185,920 | | | | | |
| | | | | 57 | 60,980 | | | | | | | |
| | | | | 162 | 111,260 | 11 | 60,740 | | | | | |
| | | | | 44 | 46,420 | | | | | | | |
| | | | | | | 440 | 4,170,700 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | 食品細菌検査 | 778 | 3,447,250 | 5 | 25,800 | 653 | 3,005,450 | | | 120 | 416,000 | |
| その他細菌検査 | 132 | 550,840 | 15 | 165,000 | 117 | 385,840 | | | | | | |
| 殺菌効力試験等 | | | | | | | | | | | | |
| 細菌学的調査 | 5 | 2,770,000 | | | 5 | 2,770,000 | | | | | | |
| 抗HIV抗体検査他 | 105 | 396,800 | | | 105 | 396,800 | | | | | | |
| 寄生虫学的検査 | 8 | 17,400 | 7 | 1,400 | 1 | 16,000 | | | | | | |
| かび検査 | 2 | 40,000 | | | 2 | 40,000 | | | | | | |
| 衛生動物検査 | 1 | 4,000 | 1 | 4,000 | | | | | | | | |
| 動物調査 | 2 | 487,500 | 1 | 187,500 | 1 | 300,000 | | | | | | |
| 小 計 | 3,949 | 34,945,490 | 372 | 837,300 | 3,457 | 33,692,190 | | | 120 | 416,000 | | |
| 調査研究課 (食品保健グループ) | 食品検査 | 2,716 | 65,068,150 | 9 | 1,500,000 | 2,523 | 57,649,750 | 0 | 0 | 184 | 5,918,400 | |
| | 食品調査 | | | | | | | | | | | |
| | 生活用品検査 | 82 | 1,174,000 | | | 82 | 1,174,000 | | | | | |
| | 生活用品調査 | 1 | 300,000 | | | 1 | 300,000 | | | | | |
| | 医薬品検査 | 8 | 800,000 | | | 8 | 800,000 | | | | | |
| | 医薬品調査 | | | | | | | | | | | |
| | 毒性検査 | | | | | | | | | | | |
| | 毒性調査 | | | | | | | | | | | |
| 特定保健用食品検査 | 21 | 3,612,000 | 21 | 3,612,000 | | | | | | | | |
| 小 計 | 2,828 | 70,954,150 | 30 | 5,112,000 | 2,614 | 59,923,750 | | | 184 | 5,918,400 | | |

| 課 (G) | 種 別 | 検査 総件 数 | 収入金額 | 市民・企業等 (大阪市以外の行政機関含む) | | 大阪市関係 | | | | | | 無料 | |
|-------------------|---------------|---------------|------------|--------------------------|------------|------------|---------|------------|------------|------------|-----------|----|--|
| | | | | 件数 | 金額 | 健康局 | | 環境局 | | その他 | | | |
| | | | | | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | | |
| 調査研究課 都市環境グループ | 大 気 検 査 | 5,424 | 14,854,000 | 12 | 240,000 | | | 5,412 | 14,614,000 | | | | |
| | 計 測 技 術 | | | | | | | | | | | | |
| | 大 気 環 境 調 査 | 1 | 148,000 | 1 | 148,000 | | | | | | | | |
| | 労 働 調 査 | 546 | 3,025,360 | 100 | 709,600 | 385 | 894,400 | 4 | 104,000 | 57 | 1,317,360 | | |
| | 吹付材・建材アスベスト検査 | 130 | 6,758,000 | 41 | 2,200,000 | | | 12 | 462,000 | 76 | 4,096,000 | 1 | |
| | 衛生微生物調査 | | | | | | | | | | | | |
| | 変異原性試験 | | | | | | | | | | | | |
| | 飲料水適否検査 | 90 | 918,000 | 74 | 798,000 | 16 | 120,000 | | | | | | |
| | 理 化 学 検 査 | 126 | 818,600 | 22 | 115,200 | 104 | 703,400 | | | | | | |
| | 細 菌 検 査 | 24 | 63,000 | 12 | 30,000 | 12 | 33,000 | | | | | | |
| | 水 雪 検 査 等 | 18 | 22,500 | | | 18 | 22,500 | | | | | | |
| | 法に基づく水質検査 | | | | | | | | | | | | |
| | 給水装置直結器具一般試験 | | | | | | | | | | | | |
| | 河海水工場排水水質試験 | 1,846 | 24,269,200 | 56 | 190,000 | | | 1,785 | 23,980,000 | 5 | 99,200 | | |
| | 河海水飲料水水質調査 | 3 | 21,415,000 | | | | | 2 | 20,415,000 | 1 | 1,000,000 | | |
| | 計 測 調 査 | | | | | | | | | | | | |
| | 衛生動物検査 | | | | | | | | | | | | |
| | 衛生動物調査 | | | | | | | | | | | | |
| | 廃棄物関係検査 | 6 | 18,000 | 6 | 18,000 | | | | | | | | |
| | 廃棄物関係調査 | 4 | 10,817,375 | 4 | 10,817,375 | | | | | | | | |
| その他処理施設調査 | 1 | 1,000,000 | 1 | 1,000,000 | | | | | | | | | |
| 土 壌 環 境 検 査 | | | | | | | | | | | | | |
| 土 壌 環 境 調 査 | | | | | | | | | | | | | |
| 悪 臭 ・ ガ ス 調 査 | | | | | | | | | | | | | |
| 小 計 | 8,219 | 84,127,035 | 329 | 16,266,175 | 535 | 1,773,300 | 7,215 | 59,575,000 | 139 | 6,512,560 | 1 | | |
| 合 計 | 14,998 | 190,027,845 | 733 | 22,216,645 | 6,606 | 95,389,240 | 7,215 | 59,575,000 | 443 | 12,846,960 | 1 | | |

平成28年度衛生検査件数

(平成28年4月～平成29年3月)

| | | 依頼元 | | | | 計 | |
|--------------|---------------------|---------------|-------|----------------|-----------------------|-------|---|
| | | 住民 | 保健所 | 保健所以外の 行政機関 | その他(医療機関、 学校、事業所等) | | |
| 結核 | 分離・同定・検出 | | | | | 0 | |
| | 核酸検査 | | 1 | | | 1 | |
| | 化学療法剤に対する耐性検査 | | | | | 0 | |
| 性病 | 梅毒 | | | | | 0 | |
| | その他 | | | | | 0 | |
| ウイルスリケッチア等検査 | 分離・同定・検出 | ウイルス | 1,563 | | 15 | 1,578 | |
| | | リケッチア | | | | 0 | |
| | | クラミジア・マイコプラズマ | | | | 0 | |
| | 抗体検査 | ウイルス | | | | 0 | |
| | | リケッチア | | | | 0 | |
| | | クラミジア・マイコプラズマ | | | | 0 | |
| 病原微生物の動物試験 | | | | 1 | | 1 | |
| 原虫寄生虫等 | 原虫 | | 9 | | | 9 | |
| | 寄生虫 | 3 | | | | 3 | |
| | そ族・節足動物 | | | 1 | 1 | 2 | |
| | 真菌・その他 | | | | | 0 | |
| 食中毒 | 病原微生物検査 | 細菌 | | 499 | | 499 | |
| | | ウイルス | | 405 | | 405 | |
| | | 核酸検査 | | | | | 0 |
| | 理化学的検査 | | | 21 | | 21 | |
| | 動物を用いる検査 | | | | | 0 | |
| | その他 | | | 5 | | 5 | |
| 臨床検査 | 血液検査(血液一般検査) | | | | | 0 | |
| | 血清等検査 | エイズ(HIV)検査 | | 105 | | 105 | |
| | | HBs抗原、抗体検査 | | | | | 0 |
| | | その他 | | | | | 0 |
| | 生化学検査 | 先天性代謝異常検査 | | | | | 0 |
| | | その他 | | | | | 0 |
| | 尿検査 | 尿一般 | | | | | 0 |
| | | 神経芽細胞腫 | | | | | 0 |
| | | その他 | | | | | 0 |
| | アレルギー検査(抗原検査・抗体検査) | | | | | | 0 |
| その他 | | | 1 | | 15 | 16 | |
| 食品等検査 | 微生物学的検査 | | | 616 | 120 | 736 | |
| | 理化学的検査(残留農薬・食品添加物等) | | | 2,132 | 176 | 2,308 | |
| | 動物を用いる検査 | | | 10 | | 10 | |
| | その他 | | | 312 | | 312 | |
| 上記以外(細菌検査) | 分離・同定・検出 | 45 | 167 | 90 | 292 | 594 | |
| | 核酸検査 | | | | | 0 | |
| | 抗体検査 | | | | | 0 | |
| | 化学療法剤に対する耐性検査 | | | | | 0 | |

(衛生行政報告例第14表にもとづく分類)

| | | 依頼元 | | | | 計 |
|----------------|--------------------|--|-------|----------------|-----------------------|--------|
| | | 住民 | 保健所 | 保健所以外の 行政機関 | その他(医療機関、 学校、事業所等) | |
| 医薬品 家庭用品等検査 | 医薬品 | | | 8 | | 8 |
| | 薬部外品 | | | | | 0 |
| | 化粧品 | | | | | 0 |
| | 医療機器 | | | | | 0 |
| | 毒劇物 | | | | | 0 |
| | 家庭用品 | | | 83 | | 83 |
| | その他 | | | | | 0 |
| 栄養関係検査 | | | | | 30 | 30 |
| 水道等 水質検査 | 水道原水 | 細菌学的検査 | | | | 0 |
| | | 理化学的検査 | | | | 0 |
| | | 生物学的検査 | | | | 0 |
| | 飲用水 | 細菌学的検査 | | 12 | | 12 |
| | | 理化学的検査 | 5 | 121 | 76 | 202 |
| | 利用水等 (プール水等を含む) | 細菌学的検査 | | 6 | 12 | 18 |
| 理化学的検査 | | | | 15 | 15 | |
| 廃棄物 関係検査 | 一般廃棄物 | 細菌学的検査 | | | | 0 |
| | | 理化学的検査 | | 4 | 7 | 11 |
| | | 生物学的検査 | | | | 0 |
| | 産業廃棄物 | 細菌学的検査 | | | | 0 |
| | | 理化学的検査 | | | | 0 |
| 生物学的検査 | | | | | 0 | |
| 環境 公害関係検査 | 大気検査 | S O ₂ ・N O ₂ ・O _x 等 | | | 1 | 1 |
| | | 浮遊粒子状物質 | | 4,830 | 20 | 4,850 |
| | | 降下煤塵 | | | | 0 |
| | | 有害化学物質・重金属等 | | 662 | | 662 |
| | | 酸性雨 | | | | 0 |
| | その他 | | | | 0 | |
| | 水質検査 | 公共用水域 | | 1,531 | | 1,531 |
| | | 工場・事業場排水 | | 260 | 57 | 317 |
| | | 浄化槽放流水 | | | | 0 |
| | | その他 | | | | 0 |
| | 騒音・振動 | | | | | 0 |
| | 悪臭検査 | | | | | 0 |
| | 土壌・底質検査 | | | | | 0 |
| | 環境生物 検査 | 藻類・プランクトン・魚介類 | | | | 0 |
| | | その他 | | 1 | | 1 |
| 一般室内環境 | | | 386 | 72 | 458 | |
| その他 | 4 | | 48 | 78 | 130 | |
| 放射能 | 環境試料(雨水・空気・土壌等) | | | | | 0 |
| | 食品 | | | 62 | | 62 |
| | その他 | | | | | 0 |
| 温泉(鉱泉)泉質検査 | | | | | | 0 |
| その他 | | | | | | 0 |
| 総計 | | 57 | 1,846 | 12,106 | 987 | 14,996 |

施 設

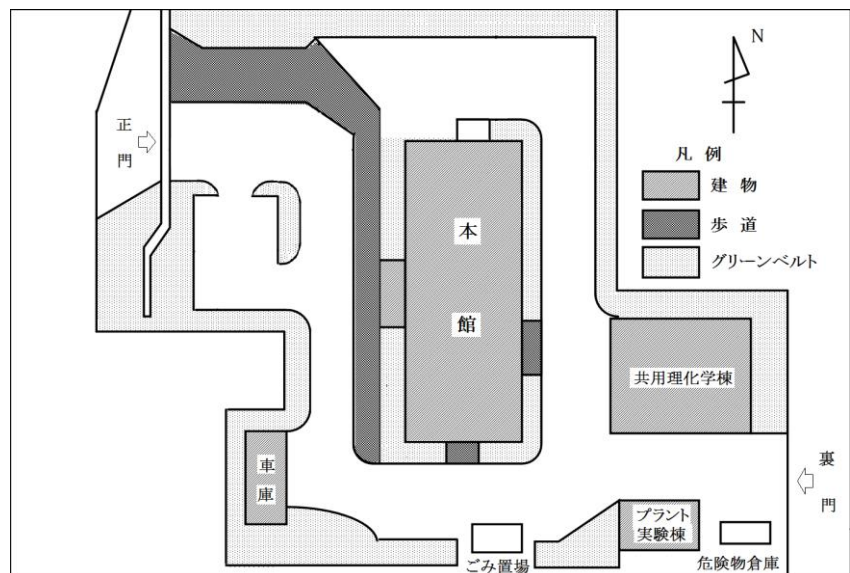
本所は、昭和47年11月着工し、同49年12月に竣工した。各建物の規模ならびに庁舎配置は次のとおりである。

■ 所在地 大阪市天王寺区東上町8番地34号

■ 規 模

| 敷 地 面 積 | 5,471.08m ² | | |
|---------|-------------------------------------|------------|--|
| 庁 舎 | 延面積 9,549.49m ² | | |
| 本 館 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上9階建 | 建面積 延面積 | 1,022.22m ² 8,533.64m ² |
| 共用理化学棟 | 鉄筋コンクリート造・鉄骨造・3階建 (2,3階 旧栄養専門学校) | 建面積 延面積 | 294.84m ² 786.93m ² |
| プラント実験棟 | 鉄骨造・2階建 | 建面積 延面積 | 75.00m ² 150.00m ² |
| 車 庫 | 鉄骨造・平家建 | 建面積 延面積 | 78.92m ² 78.92m ² |

■ 庁舎配置



■ 本館案内

| | 大気汚染 観測室 | か び 動 物 実験室 飼育室 | E | |
|-----|-------------------------|--------------------|---|--------------------------|
| 9 F | | | | |
| 8 F | 食品保健 G・都市環境 G 事務室 | | E | 共用微生物実験室 共用化学実験室 |
| 7 F | 都市環境 G 実験室 | | E | 都市環境 G 実験室 |
| 6 F | 都市環境 G 実験室 | | E | 都市環境 G 実験室 |
| 5 F | 動物舎・食品保健 G 実験室 | | E | 都市環境 G 実験室 |
| 4 F | 食品保健 G 実験室 | | E | 食品保健 G 実験室 |
| 3 F | 微生物保健 G 事務室・実験室 | | E | 微生物保健 G 実験室 |
| 2 F | 図書室・小会議室・大会議室 | | E | 共用生物実験室・電頭室 |
| 1 F | 所長室・応接室 管理課・企画 G 事務室 | | E | 有機機器室・無機機器室・ 超微量化学分析室 |
| B 1 | 機械室・電気室・倉庫 | | E | ガスボンベ室 発電機室 |

諸 規 程

A 大阪市立環境科学研究所条例

制 定 昭和49年11月11日 条例第76号
(大阪市立環境科学研究所条例を廃止する条例
(平成28年条例第62号)により廃止)

(設置)

第1条 本市に環境科学研究所(以下「本所」とい
う。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおり
とする。

名称 大阪市立環境科学研究所

位置 大阪市天王寺区東上町8番34号

(目的及び業務)

第2条 本所は、生活環境の保全を図り、もって健康
の維持及び増進並びに公衆衛生の向上に寄与す
ることを目的とし、次に掲げる業務を処理する。

(1) 調査及び研究

ア 環境保全に関する調査及び研究

イ 食生活及び家庭用品の安全性及び改善
に関する調査及び研究

ウ 疾病の予防及び疫学に関する調査及び研
究

エ その他環境科学に関する調査及び研究

(2) 試験、検査及び鑑定

ア 空気、水、土壌等に関する試験、検査及
び鑑定

イ 食品衛生及び食品の成分に関する試験、
検査及び鑑定

ウ 家庭用品に関する試験、検査及び鑑定

エ 毒性に関する試験、検査及び鑑定

オ 微生物及び血清に関する試験、検査
及び鑑定

カ その他環境科学に関する試験、検査及び
鑑定

(3) 研修及び指導

ア 本市関係職員等に対する環境科学に関
する技術的研修及び指導

イ 環境科学に関する試験検査施設に対する
技術的指導

(4) 情報の解析及び提供

ア 試験及び検査に関する情報の収集及
び解析

イ 環境科学に関する情報の提供

ウ その他環境科学に関する文献及び資料の
収集及び解析

(依頼)

第3条 本市住民及び本市に事務所を有する法人、
組合その他の団体(以下「本市住民及び法人等」
という。)は、本所に前条第1号及び第2号に規定
する事項について調査、研究、試験、検査、鑑

定を依頼することができる。

2 市長が特別の事情があると認めるときは、前項
以外の者に対しても、前項に掲げる事項の依頼
に応ずることがある。

(手数料)

第4条 前条の規定により依頼しようとする者は、次
に掲げる金額の範囲内で市長が定める額の手
数料を納付しなければならない。

(1) 調査又は研究 1件 100,000円

(2) 試験、検査又は鑑定 1件 180,000円

2 特殊な設備又は過大な費用若しくは手数料を要
するため前項各号の規定により難しい場合の手数
料については、その都度市長が定める。

3 前条の規定により依頼をした者が当該依頼事
項に係る証明書の交付を請求するときは、1通に
つき1,000円以内で市長が定める額の手数料を
納付しなければならない。

(施設の使用及び使用料)

第5条 市長は、適当と認める者に対し、研究室そ
の他の施設を使用させることができる。

2 前項の規定により施設の使用を認められた者
(以下「使用者」という。)は、次の範囲内で市長が
定める使用料を納付しなければならない。

(1) 研究室 1月 33,000円

(2) その他の施設 1回 7,300円

3 使用者が会費その他これに類する料金を徴収
するときは、前項に定める金額の10割増の範囲
内において市長が定める使用料を納付しなけれ
ばならない。

4 設備の使用について特別の材料又は費用を
要する場合は、第2項に定める金額のほか、実費
を徴収する。

(本市住民及び法人等以外の者の手数料等)

第6条 本市住民及び法人等以外の者が、第3条
第2項に基づく依頼又は第5条第1項の施設の
使用を認められたときは、第4条の規定に基づ
く手数料又は第5条第2項及び第3項に基づ
く使用料の3割増の範囲内において市長が定める
手数料又は使用料を納付しなければならない。
ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、
この限りでない。

(手数料等の納付)

第7条 手数料及び使用料は、前納しなければならない。
ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、
この限りでない。

(手数料の減免)

第8条 市長が特別の事由があると認めるときは、
手数料又は使用料を減免することができる。

(手数料等の還付)

第9条 既納の手数料又は使用料は、還付しない。
ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(図書の間覧)

第10条 本所所蔵の図書は、本所の業務に支障のない限り、公衆の間覧に供する。

(賠償責任等)

第11条 設備の使用者その他入所者が、建物、設備その他の物件をき損し、又は滅失したときは、市長の定めるところにより、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、使用中に生じた一切の事故について、その責を負わなければならない。

3 本所の設備の使用により、又はこの条例に基づく処分により生じた損害については、本市は特別の事由がある場合を除くほか、その責を負わない。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

- 附則(略) -

B 大阪市立環境科学研究所規則

制 定 昭和49年12月 2日 規則第129号

(大阪市立環境科学研究所規則を廃止する規則(平成29年規則第86号)により廃止)

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立環境科学研究所条例(昭和49年大阪市条例第76号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務時間)

第2条 大阪市立環境科学研究所(以下「本所」という。)の業務時間は、午前9時15分から午後5時30分までとする。ただし、時宜により変更することがある。

(休館日)

第3条 本所の休館日は、次のとおりとする。ただし、時宜により変更し、又は臨時休館することがある。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(依頼)

第4条 条例第3条の規定による依頼は、所定の依頼書により、行わなければならない。

2 前項の依頼があつた場合において、やむを得ない事由により調査、研究、試験、検査、鑑定(以下「調査、試験等」という。)を行うことができないとき、又は行う必要がないと認められるときは、

依頼に応じないことがある。

(手数料)

第5条 条例第4条第1項の規定による手数料は、次のとおりとする。

(1) 調査又は研究

1件100,000円以内で実費を勘案して依頼の都度市長が定める額

(2) 試験、検査又は鑑定

ア 医学的試験又は検査

1件200円以上180,000円以下の範囲内で実費を勘案して市長が定める額

イ 理化学的試験又は検査

1件700円以上180,000円以下の範囲内で実費を勘案して市長が定める額

ウ 動物試験、ア及びイ以外の試験若しくは検査又は鑑定

1件180,000円以内で実費を勘案して依頼の都度市長が定める額

2 条例第4条第3項の規定による手数料は、証明書1通につき250円以上1,000円以下の範囲内で実費を勘案して請求の都度市長が定める額とする。

(提出資料の取扱い)

第6条 調査、試験等のため提出された資料は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(広告物等への名義使用)

第7条 依頼者は、本所が行った調査、試験等の結果について、本所の試験済、検査済その他これに類する文字を広告物、印刷物等に使用する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(施設の使用許可申請)

第8条 条例第5条第1項の規定により、施設の使用許可を受けようとする者は、所定の申請書に次の事項を記入して市長に申請しなければならない。

(1) 使用する施設名

(2) 使用の目的及び方法

(3) 使用期間

(4) 使用人員

(5) その他市長が指定する事項

2 前項の規定により申請した事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(使用の制限)

第9条 次の各号の1に該当するときは、施設の使用を許可せず、又は許可を取り消し若しくは使用を停止することがある。

(1) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき

- (2) 本所の秩序を乱すおそれがあるとき
- (3) 条例及びこの規則の規定に違反するとき
- (4) 管理上必要な指示に従わないとき
- (5) その他市長が管理上支障があると認めるとき

(使用料)

第10条 条例第5条第2項の規定による使用料は、次のとおりとする。

- (1) 研究室 1月 33,000円
- (2) その他の施設
 - 大会議室 午前1回 5,500円
午後1回 7,300円
 - 小会議室 午前1回 2,800円
午後1回 3,600円

2 条例第5条第3項の規定による使用料は、前項に定める金額の10割増とする。

3 条例第5条第4項の規定により徴収する材料又は費用の実費は、使用の都度市長が定める。

(本市住民及び法人等以外の者の手数料等)

第11条 条例第6条の規定による手数料又は使用料は、第5条に定める手数料及び条例第4条第2項に基づき市長が定める手数料並びに前条第1項及び第2項に定める使用料の3割増とする。

(手数料等の後納)

第12条 市長は、次の各号の1に該当するときは、手数料又は使用料を後納させることができる。

- (1) 調査、試験等をした後でなければ、金額を算定し難いとき
- (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の依頼又は使用によるとき
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき

(手数料等の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料又は使用料を減免することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が、医学的試験、検査その他保健衛生に関する試験、検査を依頼するとき
- (2) その他市長が特に必要があると認めるとき

2 市長は、前項の規定により手数料又は使用料の減免を受けようとする者に対して、その居住地の区長又は保健福祉センター所長の証明書を提出させることができる。

(手数料等の還付)

第14条 市長は、次の各号の1に該当するときは、既納の手数料又は使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 本所の都合により依頼事項を処理できないとき、又は処理しようとする前に依頼者が依頼を撤回し、若しくは変更を願い出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき
- (2) 施設の使用許可を受けた者が、使用開始前

に許可の撤回又は変更を願い出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき

(3) 災害、工事その他やむを得ない事由により施設の使用が不能となったとき

(4) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(研究員)

第15条 研究室の使用者が研究員を置こうとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の研究員を不適当と認めるときは、その承認を取り消すことができる。

(本所員の指示)

第16条 施設の使用者及び研究員は、本所員の指示に従わなければならない。

(施行の細目)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、所長が健康局長に協議の上定める。

- 附則(略) -

C 大阪市立環境科学研究所事務分掌規則

制 定 昭和37年2月1日 規則第7号

(大阪市立環境科学研究所事務分掌規則を廃止する規則(平成29年規則第32号)により廃止)

(所長等)

第1条 環境科学研究所(以下「所」という。)に所長を置く。

2 所に副所長を置くことがある。

3 所長及び副所長は、本市職員のうちから市長が命ずる。

第2条 所長は、上司の命を受けて所の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

2 副所長は所長を補佐し、所の事務を整理し、所属員を指揮監督する。

3 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、あらかじめ所長が定める職員が所長の職務を行う。

(内部組織等)

第3条 所に次の課を置く。

管 理 課
調査研究課

(事務分掌)

第4条 課の事務分掌は、次のとおりとする。

管 理 課

- (1) 使用料及び手数料の徴収に関すること
- (2) 他の課の主管に属しないこと

調査研究課

- (1) 試験、検査、調査及び研究等の企画及び連絡調整に関すること
- (2) 研修及び指導の立案に関すること
- (3) 病原微生物の感染機構の解析、感染症予防の基礎的研究並びに感染症の病因及び

疫学に関すること

- (4) 生活環境における微生物及び都市環境における病原微生物に関すること
- (5) 食品衛生に係る試験、検査及び調査に関すること
- (6) 食品の調理、加工、貯蔵等に関すること
- (7) 食品の成分に係る生体生理の試験、調査及び研究に関すること
- (8) 生活用品及び医薬品の試験、検査及び調査に関すること
- (9) 大気質、水質及び底質の調査、分析及び環境汚染防止に関すること
- (10) 労働衛生の試験、検査及び調査に関すること
- (11) 室内環境の試験、検査及び調査に関すること
- (12) 飲料水等の各種用水の試験、検査及び調査に関すること
- (13) 下水、排水等の処理技術、廃棄物等の処理技術及び循環資源の再生利用に係る技術の研究に関すること
- (14) 放射能に関すること
- (15) 生物の生態及び生息環境の調査に関すること
- (16) 土壌の調査、分析及び環境汚染防止に関すること
- (17) 臭気に関すること

(職の設置等)

第5条 課に課長を置く。

- 2 別表に定めるところにより、所に担当課長を置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、所に医務主幹、保健主幹、研究主幹、医務副主幹、保健副主幹又

は研究副主幹、課に課長代理、副参事、担当係長、主査又は研究主任を置くことがある。

- 4 担当課長は、その職名に冠された事務を専管するほか、所長が定める事務を専管する。
 - 5 課長、担当課長、医務主幹、保健主幹、研究主幹、課長代理、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、副参事、担当係長、主査及び研究主任は、本市職員のうちから市長が命ずる。
- 第6条 課長、担当課長、医務主幹、保健主幹、研究主幹、担当課長代理、事務長、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、担当係長、主査及び研究主任は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。
- 2 医務主幹、保健主幹、研究主幹、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、担当係長、主査及び研究主任以上の事務分担並びに担当係長、主査及び研究主任以上を除く所属員の配置及び事務分担は、所長が定める。

(宿直員)

第7条 所長は、必要な宿直員を置かなければならない。

- 附則(略) -

別表(第5条関係)

独立行政法人化担当課長
業務統合担当課長
微生物保健担当課長
食品保健担当課長
都市環境担当課長
環境調査担当課長